平成２３年（フ）第６０５９号
神奈川県藤沢市長後1534ピアヒルズＢ103
破産者　小林　英浩
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７６号
大分県豊後大野市大野町田代1837の２番地
破産者　有限会社拓進建設
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
山形県酒田市ゆたか２丁目15番地の５
破産者　有限会社コメット
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２１４６号
埼玉県上尾市原新町２番16号
破産者　株式会社アクル
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
千葉県柏市篠籠田1453番地２　フラワーコーポＣ―102号、開始決定時の住所千葉県柏市高田253番地２　ガーデンピア202号
破産者　新川　亮輔
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１５７９号
千葉県市川市須和田２丁目28―11
破産者　栗田　　勲
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３５０号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目55番11号
破産者　株式会社ダナーギブソン
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７号
東京都武蔵村山市学園３丁目59番地の８
破産者　特定非営利活動法人ぱんぷきん
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３８号
東京都府中市白糸台３丁目50番地の14コーポ富士205
破産者　藤川恵津子
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０１号
東京都あきる野市小川1046番地
破産者　椚　　浩一
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
静岡市清水区谷津町１丁目284番地の１
破産者　株式会社木下工務店
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
京都府舞鶴市字吉坂543番地３
破産者　興栄商事株式会社
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７０５８号
大阪府東大阪市足代北２丁目９番18号
破産者　株式会社高田商会
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６４２号
大阪市都島区大東町２丁目１番10号
破産者　株式会社晶立金型製作所
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２８号
大阪市淀川区宮原２丁目11番６号
破産者　有限会社Ｌ＆Ｐ
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２０２号
最後の住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―705号
破産者　被相続人亡藤健二相続財産
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３３３号
大阪市西区京町堀２丁目６番26号５Ｆ
破産者　株式会社ビル
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８４号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目16番地の７
破産者　株式会社ファーストプランニング
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８５号
北九州市八幡東区白川町７番43号
破産者　株式会社酒見設計
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区北鳥旗町５番12―405号
破産者　有限会社海拓
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５６２号
東京都羽村市栄町２丁目12番地１キャッスル羽村101
破産者　篠原　透郎
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７５５号
横浜市港南区野庭町224番地６
破産者　株式会社松作亭
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部